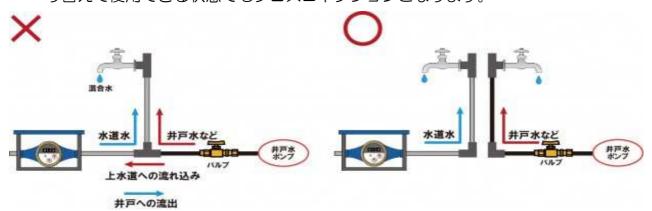
クロスコネクションは『禁止』されています

1. クロスコネクションとは

クロスコネクションとは、水道を給水する「給水管」と井戸水や山水などの 「水道管以外の管」が直接接続されていることをいいます。また、バルブで切 り替えて使用できる状態でもクロスコネクションとなります。



2. なぜ禁止されているのか

水道の給水管と井戸水など水道以外の管を接続されていると、バルブの故障 や操作不良などにより井戸水などが水道管に逆流する場合があります。逆流し た水が汚染されていた場合、水道の水質汚染を引き起こす原因となり、周辺の ご家庭では飲用に適さない危険な水を飲んでしまうことになります。さらに、 水道水が汚染され、被害が出た場合の補償は、原因者の全額負担となります。

3. クロスコネクションの事故例

- ・自家用井戸水配管と給水管を接続していたが、長年の使用で自家用井戸ポン プ内蔵の逆止弁が破損し、水道水が井戸へ流れ出て高額の水道料金となった。
- ・井戸水配管と水道の給水管が接続されていたが、逆止弁が不調であったため 逆流が生じ、水道の配水管内に井戸水が混入した。付近の住民からの水質苦 情により異常が発覚した。
- ・山水の配管と水道の給水管を接続し、バルブを操作することで山水と水道水の使用を切り替えていたが、バルブ操作を適切に行わなかったため、水道水が山水の配管に逆流し高額の水道料金となった。

4. クロスコネクションになっている場合は

指定給水装置工事事業者に依頼して、給水装置工事申込書を提出のうえ、速 やかに水道の給水管と水道以外の管を切り離してください。切り離し工事の費 用は個人負担となります。

クロスコネクションをそのまま放置しておくと、井戸水などが水道配水管に 逆流するばかりでなく、反対に大量の水道水が井戸などに流れ込み、後日思い もよらない莫大な水道料金が請求されることがあります。

この場合の水道料金の免除または減額措置は一切ありません。請求金額の全額をお支払いいただくことになります。

なお、切り離しが確認されるまでの間、法令に基づき給水を停止することが あります。

<根拠法令条文>

※ 水道法 第16条(給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び 材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところ により、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準 に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※ 水道法施行令 第6条(給水装置の構造及び材質の基準)

法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。 (第 1 項~第 5 項 略)

第6項 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

※ 水道法第51条(罰則)

水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

長浜水道企業団

滋賀県長浜市下坂浜町 248-22 電話: 0749-62-4101

https://www.eonet.ne.jp/~nagasui